

2021 年 12 月 28 日(火)

2021 年 10 月 27 日(水)開催

令和 3 年度 厚生労働省補助事業「外国人患者受入に資する医療機関認証制度等推進事業」

第 2 回セミナー「初めての外国人患者受入れ体制整備始め方・進め方」

回答保留となっていた当日質問への回答

受講者からの質問 1 :

渡航受診者は自由診療で自費計算かと思いますが、食事を含めて課税として良いのでしょうか。

回答 :

自由診療の医療費については、各機関で任意の設定として良いことが基本となりますが、税の問題となりますので、詳しいことは各医療機関で個別に税理士等にご確認の上、ご対応をお願いいたします。

受講者からの質問 2 :

海外在住している外国人患者に対して、オンラインで医療相談を行って、薬の処方を希望されたら、処方可能かどうか。例えば、日本にいるその患者の友人は代わりに来院で薬を受け取ることが可能でしょうか？それに関する事例、マニュアルがありますでしょうか？

回答 :

厚生労働省策定「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に関する Q & A」（平成 30 年 12 月作成、令和元年 7 月改訂）の、問 14「本指針は、国内に所在する日本の医療機関の医師が、国外に所在する患者にオンライン診療やオンライン受診勧奨を実施する場合にも適用されますか。」に対して、「海外在住者に対する診療であっても、診察・診断・処方等の診療行為は国内で実施されており、医師法、医療法や本指針が適用されます。」と回答がなされています。

また、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」には、「最低限遵守する事項」の一つとして「患者の急病急変時に適切に対応するため、患者が速やかにアクセスできる医療機関において直接の対面診療を行える体制を整えておくこと」との記載があります。

上記を踏まえ、各医療機関にてご判断いただくようお願いいたします。

詳しくは、同指針をご確認いただく、あるいは同指針の担当部局（厚生労働省医政局医事課）へお問合せください。

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000534254.pdf>